

公 募 公 告

令和4年1月28日

支出負担行為担当官

前橋地方法務局長 佐藤 毅

前橋地方法務局では、令和3年4月から、高崎市飯塚町の一部の地域において、不動産登記法第14条第1項に定める地図の作成作業を行っています。

ついては、引き続き、令和4年度における不動産登記法第14条第1項に定める地図作成作業に必要となる現地事務所を下記のとおり公募します。

記

1 公募に付する事項

- (1) 契 約 名 令和4年度前橋地方法務局不動産登記法第14条第1項地図作成作業現地事務所の賃貸借
- (2) 契 約 期 間 令和4年4月1日から令和5年2月28日まで
- (3) 現地事務所の仕様 募集要領による。

2 公募に参加できる者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 契約の相手方として適当で不適当な行為をしない者。

なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

ア 契約の相手方として不適当な者

(ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為をする者
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為をする者
 - (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をする者
 - (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為をする者
 - (オ) その他前各号に準ずる行為をする者
- (4) 前橋地方法務局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (5) 官庁（国の全ての機関）及び地方公共団体から、指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しない者であること。
- なお、指名停止等を受けているのが、会社（法人）の本店・支店・営業所等のいずれであっても、本公募の参加資格はない。
- (6) 仲介人として公募に参加する場合には、国土交通大臣又は群馬県知事による宅地建物取引業の免許を受けていること。

3 募集要領等の交付場所等

(1) 交付場所及び問合せ先

〒371-8535

前橋市大手町二丁目3番1号 前橋地方合同庁舎5階

前橋地方法務局会計課

電話 027-221-4464（担当：佐村）

(2) 交付期間

令和4年1月28日（金）から令和4年2月18日（金）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

4 募集方法

(1) 提出書類

募集要領による。

(2) 上記(1)の書類の提出方法等

ア 受付期間

令和4年1月28日(金)から令和4年2月18日(金)まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出方法

持参又は郵送(追跡可能な方法(例えば書留郵便等))を利用し、上記アの受付期間内に到着すること。

ウ 受付窓口

〒371-8535

前橋市大手町二丁目3番1号 前橋地方合同庁舎5階

前橋地方法務局会計課

電話 027-221-4464 (担当:佐村)

5 応募の無効

上記4の募集方法によらない者及び上記2の公募に参加できる者の要件を満たさない者がした応募は無効とする。

6 詳細等

詳細は募集要領による。

以 上